

平成 29 年度第 3 回福生市地域福祉推進委員会 会議要録

日 時	平成29年8月2日（水）午後2時～3時30分
場 所	福生市役所第2棟4階第1委員会室
出席者	会 長 萬沢 明 副会長 板寺 正行 委 員 小林 歌子、佐々木 和仁、菅原 幸次郎、徳田 稔、古谷 光好、 島田 雅由、杉本 芳江、清水 忠雄、小林 啓子、西村 曜、 波多野 嗣久、大戸 規彰、須崎 利花、佐藤 豊、志賀 義幸、 濱中 供子、半澤 比呂美、小山 招子
事務局	齊藤福祉保健部長、町田社会福祉課長、清水介護福祉課長他

[配付資料]

- 1 資料1 福生市における人口の推移について
- 2 資料2 障害者計画・障害福祉計画に関わる国の動向
- 3 資料3 福生市障害者計画・第5期障害福祉計画の基本的考え方
- 4 資料4 福生市障害者計画・第5期障害福祉計画 体系案
- 5 資料5 第7期福生市介護保険事業計画の基本的考え方
- 6 資料6 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント
- 7 資料7 平成29年度第2回福生市地域福祉推進委員会会議要録
- 8 別 冊 福☆生き生きだより（2017 夏号）

1 開会

事務局：定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第3回福生市地域福祉推進委員会を開催いたします。委員の皆さんにはお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、お手元の次第にしたがいまして進めさせていただきます。

(資料確認)

2 会長あいさつ

事務局：萬沢会長よりごあいさつをお願いします。

会 長：(あいさつ)

事務局：ありがとうございました。

3 議事

事務局：次第の3、議題の進行について、萬沢会長にお願いしたいと思います。

(1) 第2回福生市地域福祉推進委員会における質問等事項に対する回答について

会 長：議題に入ります。議題（1）第2回福生市地域福祉推進委員会における質問等事項に対する回答について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（質疑回答及び資料1に沿って説明）

会 長：ありがとうございました。ご意見、ご質問等があればお願いします。
よろしいですか。次に進みます。

(2) 障害者計画・第5期障害福祉計画の取組、施策の内容について

会 長：議題（2）障害者計画・第5期障害福祉計画の取組、施策の内容について、事務局から説明をお願いします。

コンサル：（資料2に沿って説明）

事務局：（資料3、資料4に沿って説明）

会 長：ありがとうございました。国の動向と福生市の今後の取組をご説明いただきましたがご意見、ご質問等がございますか。

昨年行われた障害者の実態調査や前回の施策の評価結果も含めてこれからどのように計画を策定していくかが大切なことだと思います。

委 員：障害者基本計画について質問をさせていただきたいのですが、以前の資料でアンケートの結果がありましたが、回収率が低かったですよね。

事務局：身体、知的、精神の障害者と難病患者に対して行いましたが、55.4%の回収率です。

委 員：質問ですが、何で回収率が低いのでしょうかね。

事務局：補足させていただきますが、この調査は3年に一度同様の調査をしておりまして、回収率はほぼ横ばい、今回は前回よりも微増となっています。毎回実施している中で回答しやすいよう工夫はさせていただいてますが、本質的になぜ回答いただけないかという分析には至っておりません。

委 員：ありがとうございます。

会 長：障害者計画はかなり広範囲になっていますが、それぞれ委員の皆さんいかがでしょうか。

委 員：アンケートの話ですが、聴覚障害者の方の回収率は低いと思います。幼少期から聴覚障害の方は文章の読み込みを苦手とする方がたくさんいますので、どこまでできるかは分かりませんが、手話で聞くことができれば色々な話が引き出せると思います。そのようなこともご理解いただけたらと思います。

委 員：資料4に地域移行・地域定着の支援という項目がありますが、最近よく聞く話としては親御さんが高齢になったために、40代、50代の方が逆に病院や施設に入っていくという動きがあります。そういったところを踏まえて、施設に戻っていく、親亡きあとの生活、という部分を入れ込んでほしいところです。23区から青梅の方の病院に、行き場所がないから来ているという話も聞きます。よろしくをお願いします。

会 長：国の大きな方針として、福祉施設の入所者の地域生活への移行とか入所者の削減目標、地域生活支援拠点を平成32年度までの整備、一般就労への移行など、目標の設定がありますが、前年の実態調査と合わせて福生市で計画を策定するにあたりどのような点を参考にしていかなければならないのか、また、数値目標の設定にあたり今ある施策と国の目標との整合はとれるのか、市の考え方はいかがでしょうか。

事務局：市としましては、施設入所の関係では、国は地域移行とっておりますが、実態としては横ばいの状況です。また、グループホームや入所施設を利用する方は引き続きおりますので、削減目標をどのように設定するかは今の段階では明確に申し上げられない状況です。また、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築につきましては、現時点でも福生市には精神保健福祉士が2名おり、対応しておりますのでこのようなどの充実を一層図っていきたいと考えております。地域生活支援拠点の整備については、基幹相談支援センターや、社会福祉協議会に相談を委託して実施していますし、手をつなぐ親の会に一時保護施設の運営をお願いしたりしております。福生市としては市全体で様々な資源を活用して面的整備が現実的ではないかと考えています。最終的には自立支援協議会などで検討し、決定していくことになるかと思えます。

会 長：もうひとつご質問したいのですが、国の施策として精神障害、発達障害や高次脳機能障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていくこととなりますが、発達障害については特に、保育園や幼稚園での早期発見に取り組んでいると思いますが、これが将来的に学齢期を終えた際に、特別支援学校との連携体制とか、保育園から小学校、中学校に上がる際に市としてできる支援にどのようなことを考えているのでしょうか。

事務局：まず幼稚園や保育園の段階では相談室や子ども家庭支援センターの方で相談員が巡回しております。発達障害の早期発見などの対応をしています。また、小学校に上がる段階では保育要録によって必要な支援が学校に伝わるような連携体制をとっています。その先については現時点では具体的な、放課後等デイサービスや児童発達支援などの事業を活用しているような状況です。

会 長：若年層の高次脳機能障害はどの程度福生市にいるか分かりませんが、かなり大変な生活をしているようです。子どもの発達障害についても障害の様相が様々なので、訪問等でただ診断するばかりでなく、親に対する相談支援も系統的に作っていかないといけないと感じています。そのあたりが計画にどのように盛り込んでいくのか、ご留意いただきたいと思えます。

委 員：国の方で、成年後見制度の利用促進とありましたが、福生市ではどのような方向になっているのでしょうか。

事務局：福生市では、社会福祉協議会に委託をして市民の方の相談に対応しています。国の方では、成年後見制度の推進にかかわる法律と推進計画ができておまして、市町村が対応すべき項目が規定されています。市の方でもこの方向性に沿った取り組みを検討していきたいと考えておりますが、具体的にはまだ現時点では動けていない状況です。

委 員：立川の方では市民成年後見人の育成に力を入れていると聞いたものですから、福生市でも何か動きはないかと質問しました。

事務局：市民の成年後見人については、福生市の方では成年後見人の研修などは行われておりません。他市の動向を見ながら対応を考えていきたいと思えます。

会 長：この法律は議員立法で昨年成立したと記憶しています。現行の問題点を踏まえて色々提案がされていますが、市町村は今後5年以内に細かいシステムを整備していくことが求められています。社協に話を聞くと担当が一人でこまかいしているようですが、そこをどういう風に市として援助していくか、社協との話し合いで強化されていけばと思っています。

事務局：確かに社協の方でも担当している職員が一人で、十分な対応ができていないと感じています。今後充実に当たりましては、予算も含めて、市としての計画を作っていくということで充実を考えていかなければならないと思っています。

会 長：他にご意見いかがでしょうか。無ければ、議題の3、介護保険事業計画＜第7期＞の取組、施策の内容について、事務局から説明をお願いします。

(3) 介護保険事業計画＜第7期＞の取組、施策の内容について

会 長：議題（3）介護保険事業計画＜第7期＞の取組、施策の内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料5に沿って説明）

会 長：ありがとうございます。皆様のご意見、ご質問等をお願いします。

介護保険はかなり市町村の役割が大きくなってきていると思います。ここでもPDCAサイクルを取り入れてやっていくということが言われています。

質問ですが、特に、認知症施策について、認知症ケアパスはどれくらい知られているのでしょうか。

事務局：認知症ケアパスについてですが、福生市ではまだ進んでおりません。包括支援センターで記録簿は作っていますが、他の機関の方に見てもらおうというところまでは至っていません。ケアパスについても今後広めていきたいと思っています。

会 長：まだ具体的には取り組まれていないようですね。これができれば、医療機関も含めて、大分情報が共有できると思いますので、今、認知症の運転免許の問題にもこれを使ってどのようにシステムを作っていけるか、というところにもつながってくると思いますので是非早めに取り組みを進めていただきたいと思います。

委 員：介護保険制度の改正について、今回一部の方が3割負担になりますが、前回の2割負担になった際に、そこまで払えないよという方もいて、そういうのは結果として自分たちがその分介護するというようになっていってしまいますので、あらかじめこのように制度が変わる、その分このようなサービスが増える、などといったことを周知をしていく必要があると思います。

もう一点、質問ということで、第7期における取組の方向性に、福祉人材の育成や支援という文言が入っていますが、介護の仕事から人が離れているのが現状ですが、福生市では具体的にどのようなことを考えているのですか。

事務局：介護の人材育成についてですが、福生市ではこの4月から新しい総合事業という形で要支援の方の介護予防・生活支援の事業を開始しました。その事業ではヘルパーの資格がなくても生活支援サービスを提供できる方の育成が目標になっていまして、4月と6月に研修会を実施しました。この研修を受ければ、身体介護はできませんが日常の生活支援ならできますので、各事業所に所属していただいて総合事業を担っていただくということでヘルパーの育成には取り組んでいるところです。

専門的な人材の育成については、国の方針も踏まえましてこれから考えていくとありますが、まずはできるところからということで、ヘルパーの育成に取り組んでいるところです。

委 員：ありがとうございます。もう一点、これは市に対してではないですが、制度改正をするということを踏まえての意見ですが、高齢者対象の施策の割には内容があまりに煩雑すぎて説明も難しいです。国がもっと本質的に内容を凝縮した形で整理していかなければならないと思いますが、制度を改正したところで利用者の方は全く分かっていないという現状です。

会 長：その他いかがでしょうか。

委 員：こちらの地域包括ケアシステムのイメージを見ていて思うのは、手話を使っているかたも年をとれば高齢者になりますが、ここに色々なサービスや支援があって人とつながりができるとあっても、ろう者にはちょっと難しいのかなと思います。障害者基本法や障害者権利条約にも手話は言語と明記されている時代なので、やはり、ここにろう者がいたら、という視点をぜひ考えていただきたいと思います。

会 長：ありがとうございます、大切な視点だと思います。先ほどありましたが、高額介護サービスや高額医療費の合算ということで、市もホームページや窓口で情報発信をしているかと思いますが、来年3割負担も始まりますのでそのあたりの情報提供を強化してもいいのかなと思いました。

委 員：資料4pの第7期基本指針のポイントの最後のところに、介護離職ゼロに向けた、という文言がありますが、介護しながら仕事を続けられるようなサービスとして具体的に市にはどのようなものがあるのか教えていただきたいです。

事務局：介護離職ゼロに向けた、ということで国からも方向性が出ているところでございますが、家族の介護のために仕事を辞めざるを得ない方がいるのは事実ですので、できるだけそのようなことがないように介護サービスの充実と、介護保険以外の市の独自のサービスもうまく組み合わせてもらいながら生活を維持できるようにしていってほしいと考えています。

会 長：労基法の介護の休業日数なども改正されていますが、なかなか市町村では、というところもありますが、そういうことに関する情報提供だけでもしっかりとやっていくことは必要かもしれません。

委 員：前回も人口動態の件で質問させていただきましたが、今後の10年は相当財政収入が減って支出が増えることになるかと思いますが、そうすると介護保険料は相当高くなるということが見える気がします。事業費の抑制には介護予防が大きいと思いますが、介護予防＝保険料の抑制につながる、という広報活動にもっと力を入れた方がいいように思います。

事務局：第7期の介護保険料は、近年の給付費の伸びを見ますと、ここ2、3年は伸びが緩やかになる傾向もあります。基金の積立金も今年度は1億6千万円ほど、27年度と28年度で約4億円の積み立てができる状況です。市としてもできるだけ要介護状態にならないように介護予防が最重要課題と考えています。保険料は、今後推計作業を進める中で設定させていただきます。高齢者の方が増えているのは事実ですので下げることは難しいと思いますが、適正に積算し、保険料を考えていきたいと思っています。

会 長：その他いかがでしょうか。

委 員：最後に議論していただいた地域包括ケアシステムというのが非常に大事で、このシステムの部分は、今度の7期については、住民を中心にすえて進めていくということを大事にした方がいいと思います。人口推計では働き手が少なくなる見通しではありますが、市民が健康でい続けることを意識してもらうとともに、また、病気や障害になってもできるだけ自分も手伝えることは手伝うということを持ってもらうのが大事ではないかと思います。国が示した方針の中にある、わが事まる事共生社会の推進のところを、福生市の市民や委員の力で、地域包括ケアシステムは自分たちの問題でこのように進めていく、というものを住民の方の意見をもとに計画づくりをしていくといいのかなと思います。

それと大事なのは、障害の計画も子育ても、今後、地域包括ケアの考えで行こうということになっていて、まずは高齢者のところでその仕組みがきちっとできた

うえで障害者や医療が必要なお子さんなどが仕組みに乗れるので、この計画をつくる中で地域包括ケアのシステムが住民に根付くように作ってもらいたいと思っています。

会 長：ご意見ということでよろしいですか。総合事業に関して羽村市では地域の高齢者を募って講習を開いて、その中で社協が組織を作ってそこから派遣していくというシステムをやっているようです。そういう住民を巻き込んだシステムの的なものも必要なのかなと思いました。

他はいかがでしょうか。

事務局：(資料6に沿って説明)

会 長：では、本日の議題は終了します。

4 その他

事務局：(今後のスケジュールを説明)

事務局：他に何かございませんか。

委 員：前回の委員会の時に権利擁護のお話がありました。昨今話題になっている認知症高齢者の方の運転について、計画の中にも盛り込んでもらいたいと事例をお話させていただきます。認知症や障害者の尊厳が軽視されないよう、不公平や差別がないよう、行政機関や警察や消防、税務署、一般企業、商店などいろいろな方に分かってもらえるようになればという思いがあります。

会 長：私も知っている範囲でお話しますと、医療機関に、運転免許に関して認知症の診断が求められるようですが、運転免許に関しては運動機能と認知機能の両方の面があり困っているようです。細かく検査を重ねて本人が納得できるよう説得することを医師に任されてしまって困っているようです。認知症による免許取り消しが法律的に行政処分となってしまうことについては、意見書を出していくことがとれる行動かなと思います。

障害者差別解消法には認知症も含まれると思いますので、行政で情報提供したり市民の意識を高める取組も必要かなと思います。

委 員：今年新聞発表されたデータですが、免許更新時の検査では84歳以上の約半数以上が認知症や認知機能の低下の恐れありと判定されているようです。一人や二人の話ではないということでもよろしくお願いします。

会 長：警察でやっている検査はかなり簡略化しているので、それだけで認知症に振り分けられては困るという話がありますね。

事務局：では、以上で平成29年度第3回福生市地域福祉推進委員会を終了させていただきます。長時間に渡り、ありがとうございました。

〈閉会〉